

資料編

1 市民の健康に対する意識調査

市民の健康づくりに関する意識やニーズ、生活習慣等を把握することを目的に「健康づくりアンケート」を実施しました。

(1) 調査対象及び調査方法

対象者	調査方法
4, 5 歳児の親	返信用封筒を同封しアンケートを郵送
小学 5 年生	
中学 2 年生	
高校 3 年生	
20 歳以上の市民	住民基本台帳より層化無作為抽出 返信用封筒を同封しアンケートを郵送

(2) 調査期間

令和 2 年 2 月～令和 2 年 6 月

(3) 回収状況

対象者	調査数 (人)	回答数 (人)	回収率 (%)
4, 5 歳児の親	309	198	64.1
小学 5 年生	169	126	74.6
中学 2 年生	179	126	70.4
高校 3 年生	200	102	51.0
20 歳以上の市民	1,978	814	41.2

2 養父市自然を活かした健康づくり推進条例

平成 26 年 3 月 18 日

条例第 6 号

健康は、人の元気と安心の源であり、健やかに生き生きと暮らすための礎となるものである。そして、心身の健康を確保し、生活の質を高め、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けたいという思いは、市民共通の願いである。

長寿社会において、いつまでも自立した生活を送るためには、健康寿命の延伸に向けた健康づくり施策に対し、市、市民、地域団体等が相互に連携を図りながら一体となって取り組むとともに、養父市の健康資源を十分に養父市独自の健康づくりを実践していくことが重要である。

幸いにも、養父市には、緑豊かな自然や歴史に根付いた文化と伝統、地域の連帯感など健康活かしたづくりに適した条件が数多く存在している。

これらの条件の下で、全ての市民が自然を活かした健康づくりを主体的に日常生活の中で実践し、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるようにするため、ここに、養父市の健康づくりの基本理念を明らかにするとともに、市民の健康づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自然を活かした健康づくりに関する基本理念及びその理念を実現するための事項を定めることにより、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 健康づくり 市民が自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態を高めることにより生活の質の向上を図ること及びその実現のために、地域社会全体が市民の健康を取り巻く環境の向上に取り組むことをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者又は市内で働く者若しくは学ぶ者をいう。

(3) 地域団体等 市民等で構成される営利を目的としない団体及び事業活動を行う事業者をいう。

(基本理念)

第 3 条 自然を活かした健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 市民が、健康に対する関心を高め、自然を活かしながら一人一人の心身の状態等に合わせた健康寿命の延伸につながる行動を自ら積極的に行うこと。

(2) 市民が、生き生きと健やかに生活できるよう生涯を通じて楽しく継続的に行うこと。

(3) 市民が、健康づくりを通して人や地域のつながりを深め、地域の文化・歴史を継承しながら元気で活力ある地域づくりを推進すること。

(4) 市、市民、地域団体等が、それぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働することにより地域全体で推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、市民及び地域団体等の健康に対する意識を高めるとともに、自然を活かした健康づくりの行動を起こしやすくするための環境整備に努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

3 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、検証等による評価及び見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図るとともに、市民、地域団体等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自ら守るという意識を持ち、健康づくりに関する知識と理解を深め、食生活、運動、休養等による健康な生活習慣の確立に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、定期的に健康診断等を受けることにより自らの心身の状態を把握するよう努めるものとする。

3 市民は、自らの健康状態に応じ、自然を活かした健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

4 市民は、家庭、学校、地域その他のあらゆる機会をとらえ、健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加、協力するよう努めるものとする。

(地域団体等の役割)

第6条 地域団体等は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの活動を通して、健康づくりに寄与するよう努めるものとする。

2 地域団体等は、その構成員等の健康づくりの推進に必要な環境の整備その他の便宜の供与に努めるものとする。

3 地域団体等は、地域住民とともに自然を活かした健康づくりを積極的に推進するものとする。

4 地域団体等は、他者が行う健康づくりに関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5 地域団体等は、健康づくりを通じて地域づくりの活性化に資するよう努めるものとする。

(健康に配慮した地域づくりの推進に関する施策)

第7条 市は、健康に配慮した地域づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 生涯にわたる健康づくりを可能とするため、多様な地域交流と社会参加のできる環境の整備に関すること。

(2) 身体活動の習慣化を促進するため、楽しみながら健康づくりに取り組める環境の整備に関すること。

(3) 自然、歴史、伝統、文化等の地域資源を大切にし、それらを活用して元気と活力あふれる地域づくりを推進すること。

(4) 人にも自然にもやさしい環境への取組を通じて、元気と活力あふれる地域づくりを進めること。

(5) 企業等との連携による健康づくり施策を推進すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、健康に配慮した地域づくりを推進するために必要な施策を講ずること。

(健康づくり推進協議会)

第8条 自然を活かした健康づくりの円滑な推進を図るため、養父市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に基づく健康づくり施策の評価、進行管理等の基本的事項について調査審議する。

3 協議会は、前項の事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3 養父市健康づくり推進協議会運営規則

平成 26 年 4 月 1 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、養父市自然を活かした健康づくり推進条例（平成 25 年養父市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 8 条に規定する養父市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）について、条例に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次の通りとする。

- (1) 養父市自然を活かした健康づくり推進条例に関すること
- (2) 養父市の健康づくり推進に関する施策の評価、進行管理、課題等について
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康づくり対策の推進に関し必要なこと

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 地域団体等の代表者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(役員職務)

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところ

による。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(費用弁償)

第9条 委員が、招集に応じ会議に出席したときは、養父市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年養父市条例第49号)により費用の弁償として旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部健康課に置く。

2 事務局内に庁内連絡会議を置くことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示の施行の日以後最初に委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(召集の特例)

3 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 養父市健康づくり推進協議会委員名簿

	選出区分	所属	役職	氏名
1	医療関係	養父市医師会	会長	枚田 一広
2		養父市内歯科医師	代表	○橋本 昌人
3	地域団体等	養父市区長会	代表	◎田村 典嗣
4		養父市スポーツ推進委員会	会長	東 佳見
5		養父市商工会	会長	世登 道德
6		養父市シルバー人材センター	常務理事兼 事務局長	守本 隆之
7		養父市農業委員会	会長	谷垣 重俊
8		養父市いずみ会	会長	加森 洋子
9	学校教育関係	学校保健代表	校長	池田 哲郎
10	市民代表		栄養士	山口 三起子
11	関係行政機関	朝来健康福祉事務所地域保健課	課長	維田 宏美

◎会 長
○副会長